

～税務署からのお知らせ～

相続税 贈与税 譲渡所得の個別相談について

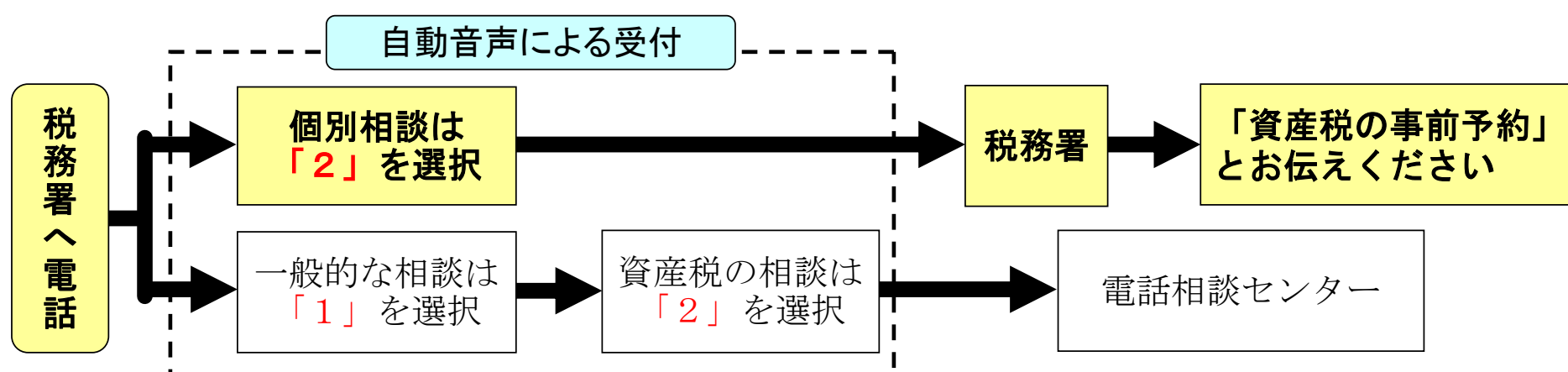
資産税（相続税、贈与税、譲渡所得）の個別相談については、**相談日**を設けてお受けしております。

ご相談に際しましては、**事前に電話で予約**をお願いします。

…**事前に電話で予約**をいただくと…

- ・ 税務署にお越しの際、順番を待つことなくご相談できます
- ・ 相談日に担当職員が不在ということがありません
- ・ ご持参いただく書類等を説明いたします

【予約の方法】



税務署